

豊川市監査公表第25号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年7月7日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	野本	逸郎
同職務執行者	戸	苺 敏

別 紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

(1) 対象団体

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
公益財団法人 豊川市国際交流協会 (財政援助団体・出資 団体)	平成25年度公益財団法人 豊川市国際交流協会会計 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	平成26年5月16日 ～同年6月13日

(2) 所管部署

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
市民部市民協働国際課 (上記団体関係分)	平成25年度一般会計	平成26年5月16日 ～同年6月13日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額及び時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額及び時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【公益財団法人 豊川市国際交流協会】

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。

【市民部市民協働国際課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

国際交流協会補助金交付要綱第2条の交付対象及び第3条の補助額が具体的に規定されていないため、改善されたい。

また、実績報告では、補助対象としている人件費の執行額は、補助額を上回っているが、職員等の区分ごとでは、執行額が補助額を下回っているケースが見受けられるため、算定方法を見直されたい。